

令和5年度

財政援助団体等監査結果報告書

令和6年3月

豊島区監査委員

豊島区監査委員公告第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、令和5年度財政援助団体等監査の結果を別添のとおり公表する。

令和6年3月29日

豊島区監査委員	奥島正信
同	中川貞枝
同	鈴木善和
同	中澤雅之

目 次

	ページ
第1 監査の概要	1
1. 監査の目的及び対象	1
2. 監査の対象範囲	2
3. 監査の観点	2
4. 監査の実施期間	4
5. 監査の方法	4
6. 監査結果の基準	5
7. 監査執行上の除斥	5
第2 監査の結果	6
1. ピーウォッシュ・豊島区体育協会・太平ビルサービスグループ	6
2. ピーウォッシュ・アズビル共同事業体	7
3. 社会福祉法人 豊島区社会福祉事業団	8
4. 公益財団法人 としま未来文化財団	10
5. 株式会社 図書館流通センター	14
6. 東京ドームグループ	15
7. 総括意見	16
第3 監査結果に対する改善等措置の報告	18
資料編（団体別概要）	19
I ピーウォッシュ・豊島区体育協会・太平ビルサービスグループ	19
II ピーウォッシュ・アズビル共同事業体	24
III 社会福祉法人 豊島区社会福祉事業団	27
IV 公益財団法人 としま未来文化財団	35
V 株式会社 図書館流通センター	47
VI 東京ドームグループ	50

第1 監査の概要

1. 監査の目的及び対象

本監査は、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、豊島区（以下、「区」という。）が財政援助等を行っている団体（出資団体、補助金等交付団体、指定管理者）に対して、その事業が補助等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているかなどについて実施するものである。

また、併せて、団体に対する所管課の指導・監督が適切に行われているかなどについて監査を実施した。

本年度監査を実施した団体及び所管課は次のとおりである。

[監査対象団体及び所管課等]

監査対象団体等	所管課（監査対象課）
<p>ピーウォッシュ・豊島区体育協会・太平ビルサービズグループ 【指定管理者】 ＊対象施設：総合体育場、西巣鴨体育場、荒川野球場</p>	<p>文化商工部 学習・スポーツ課</p>
<p>ピーウォッシュ・アズビル共同事業体 【指定管理者】 ＊対象施設：池袋スポーツセンター</p>	<p>文化商工部 学習・スポーツ課</p>
<p>社会福祉法人 豊島区社会福祉事業団 【出資団体・補助金等交付団体】 ＊対象施設：特別養護老人ホーム （アトリエ村、風かおる里、菊かおる園） 高齢者在宅サービスセンター （アトリエ村、風かおる里、菊かおる園、 長崎第二豊寿園） グループホーム小菊の家 訪問介護ステーション 地域包括支援センター （アトリエ村、菊かおる園、東部） 居宅介護支援事業所 （風かおる里、菊かおる園） ケアハウス菊かおる園 保育園 （駒込第三、南大塚、西巣鴨さくらそう、 千早さくらそう）</p>	<p>保健福祉部 福祉総務課 高齢者福祉課 子ども家庭部 保育課</p>

<p>公益財団法人 としま未来文化財団 【出資団体・補助金等交付団体・指定管理者】 *対象施設：としま区民センター、芸術文化劇場、 舞台芸術交流センター、 地域文化創造館 (駒込、巣鴨、南大塚、雑司が谷、千早)</p>	<p>文化商工部 文化デザイン課 学習・スポーツ課</p>
<p>株式会社 図書館流通センター 【指定管理者】 *対象施設：駒込図書館、上池袋図書館、 池袋図書館、池袋第三区民集会室 目白図書館、目白第一区民集会室</p>	<p>文化商工部 図書館課</p>
<p>東京ドームグループ 【指定管理者】 *対象施設：巣鴨体育館</p>	<p>文化商工部 学習・スポーツ課</p>

上記のほかに、政策経営部行政経営課に対して制度全般の所管課として、外部団体及び指定管理者制度に係る事項の監査を実施した。

2. 監査の対象範囲

区が出資した基本財産の管理状況及び主に令和4年度において区が交付した補助金の執行状況、区が指定管理者に委託している公の施設の管理状況など、出資団体、補助金等交付団体及び指定管理者への財政援助等に係る出納その他の事務の執行について監査を実施した。

3. 監査の観点

区が支出した公金が、団体を通じて、所期の目的どおり適正に執行・運用されているかなどについて、次の観点に基づき監査を実施した。

(1) 出資団体

監査対象	監査の主な観点
団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。 ○ 会計経理及び財産の管理は適正に行われているか。 ○ 資金の運用は適切か。 ○ 経費節減は図られているか。 ○ 関係帳票の整備、記帳は適正に行われているか。 ○ 領収書等の証拠書類は適正に整理保存されているか。

所管部局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 出資目的に公益上の必要性が認められるか。 ○ 出資団体の経営成績及び財政状態を十分に把握しているか。 ○ 出資団体に対する指導・監督は適切に行われているか。
------	--

(2) 補助金等交付団体

監査対象	監査の主な観点
団 体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 補助金等は補助対象事業等の目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。他事業への流用等はないか。 ○ 補助金等交付申請、請求、受領手続き及び実績報告等は適時、適正に行われているか。 ○ 補助金等に係る収支の会計経理は適正に行われているか。 ○ 関係帳票の整備、記帳は適正に行われているか。 ○ 領収書等の証拠書類は適正に整理保存されているか。
所管部局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 補助金交付に係る規程（条例・規則・要綱等）は整備されているか。 ○ 補助金等の交付目的と補助対象事業等の内容は明確か。公益上の必要性が認められるか。 ○ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続き等は適正か。 ○ 実績報告書等により、補助効果の確認及び支出の実態を十分に把握しているか。 ○ 補助金等交付団体に対する指導・監督は適切に行われているか。

(3) 指定管理者

監査対象	監査の主な観点
団 体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公の施設の管理は施設の目的や指定管理者制度の目的、趣旨を達成するものになっているか。 ○ 施設の管理運営業務は事業計画に沿って適切に実施されているか。 ○ 利用料金収入の徴収や施設管理の収支、公租公課及び成果配分の処理等に係る会計経理が適正に行われているか。 ○ 公の施設の管理に係る関係帳票の整備、記帳は適正に行われているか。 ○ 領収書等の証拠書類は適正に整理保存されているか。

所管部局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定管理者の募集方法、選定方法、協定内容、管理運営経費等の取扱い、事業報告、事業評価等運用上の措置・手続きに関して「指定管理者制度運用指針」（以下、「指針」という。）に沿った運用が行われているか。 ○ 当該管理の業務及び経理の状況その他必要な事項について、適切に把握するとともに、指定管理者に対する指導・監督を遺漏なく行っているか。また、指定管理者との課題の共有及び解決に向けた協議を随時行っているか。
制度所管課 (行政経営課)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定管理者制度の適正な運用を図るために必要な事項について、指針の更新が行われているか。 ○ 指針等の記載内容について、指定管理者及び所管部局が正しく理解し、適正に運用できるものとなっているか。（指定管理者や所管部局の間で異なった解釈が生じることのないよう具体的に記載され、区における指定管理者制度全体の運用の統一性が確保されるものとなっているか。） ○ 指定管理者制度の運用に際し、指定管理者及び各所管課の実態を把握し必要な指導・助言を行っているか。

4. 監査の実施期間

団体	に対する事務監査・公認会計士検査
	令和5年9月22日、10月5日、11日、16日、18日、20日
所管課	に対する事務監査
	令和5年11月10日、13日、20日、21日、24日、30日
監査委員	監査
	令和5年12月4日、6日、7日、11日、12日、13日、27日

5. 監査の方法

監査委員監査をより効率的かつ効果的に進めるため事務局職員による事務監査を先行して9月22日から11月30日まで実施するとともに、専門的視点から監査を補完するため、公認会計士による会計関係書類の検査を9月22日から10月20日まで実施した。

事務監査及び公認会計士による検査は、監査対象団体及びその所管課から提出、提示を受けた関係資料に係る計数等の内容について確認し、各団体職員等から説明を受け、質疑応答を行った。

監査委員監査は、事務監査及び公認会計士による検査結果を踏まえ、12月4日から12月27日まで実施した。監査委員監査においては、提出された監査資料に基づき各団体職員等から説明を受け、質疑応答を行うとともに、対象施設の管理状況等に係る現地視察を行った。

6. 監査結果の基準

地方自治法第 199 条第 9 項の規定による監査の結果及び地方自治法第 199 条第 10 項の規定による意見は、次の「監査結果における指摘事項等の基準」（平成 29 年 1 月 16 日豊島区監査委員協議会決定）に基づき述べる。

[監査結果における指摘事項等の基準]

1. 指摘事項

- ① 法令等の規定に違反する執行状況にあるもののうち、その内容が重大と認められる事項
- ② 不適正な執行状況にあり、その結果が区の事務事業に著しい支障をきたすと認められる事項または区政に対する不信を招くおそれがあると認められる事項
- ③ 過去に指摘事項または指導事項としたもののうち、必要な改善措置がなされていないと認められる事項（特別な事情があると認められるものを除く。）
- ④ その他是正、改善または再発防止に向け取り上げるべき重大な事項

2. 指導事項

- ① 法令等の規定に違反する執行状況その他不適正な執行状況にあるが、その内容または結果から指摘事項とするに至らないと認められる事項（軽微な誤謬等によるもので、他に影響が少ないと認められるものを除く。）
- ② その他是正、改善または再発防止に向け取り上げるべき事項

3. 意見・要望

地方自治法第 199 条第 10 項の規定に基づき、組織及び運営の合理化に資することを目的に表明する次の事項

- ① 行政運営上の諸課題または事務事業の執行等について、経済性、効率性、有効性等の観点から改善に向けた検討が必要と認められる事項
- ② 法令、各種通知等に違反するものではないが、事務処理上、改善に向けた検討が必要と認められる事項
- ③ その他表明すべき事項

7. 監査執行上の除斥

中澤雅之監査委員は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 12 月 25 日において、特定非営利活動法人豊島区体育協会の理事であったことから、地方自治法第 199 条の 2 の規定によりピーウォッシュ・豊島区体育協会・太平ビルサービスグループの監査委員監査は除斥とした。

第2 監査の結果

1. ピーウォッシュ・豊島区体育協会・太平ビルサービスグループについて (所管課：学習・スポーツ課)

【1】指摘事項

指摘事項は認められなかった。

【2】指導事項

指導事項は認められなかった。

【3】意見・要望

(1) 防犯カメラの設置について

現在、総合体育場及び西巣鴨体育場には防犯カメラの設置がない。区では「豊島区庁舎等の防犯カメラの設置及び運用に関する要綱」に基づき、公共施設等への防犯カメラの設置を進めている。

防犯カメラの設置は犯罪やトラブルの未然防止、不審者の発見・監視、施設利用者の安全安心等に有効である。

総合体育場及び西巣鴨体育場はスポーツ施設として不特定多数の方が利用し、施設内での現金の授受などを勘案すると、防犯カメラの設置による事故防止等の効果は大きいと考えられる。施設利用者の安全安心はもとより、的確な施設運営のため、施設改修を待つばかりではなく、様々な機会を捉えて、区と指定管理者で調整を図り、防犯カメラの設置に取り組みたい。

(2) スポーツ振興施策推進事業の取組みについて

令和4年度のスポーツ振興施策推進事業における実績は、計画時の予算122万5千円に対して決算額は20万9千円であり、執行率17.1%と新型コロナウイルス感染症の影響により極めて低い水準の事業実績となった。指定管理者の公募要項では、スポーツ振興施策推進事業を区との協働事業とし、年度協定及び業務基準によりジュニア・スポーツリーダー育成事業及びシニアスポーツ振興事業の実施を位置付けている。

令和4年度は新型コロナウイルス感染症による社会的な制約から抜け出せない時期ではあったが、他の指定管理施設では同様のスポーツ振興施策推進事業の実績を上げている事例も見受けられた。令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が分類上5類感染症に移行し日常生活が回復する中、指定管理者は年度協定等で定めた両事業の着実な実施に努められたい。また所管課においては協働事業者として、指定管理者の実施に対して必要な支援を行われたい。

2. ピーウォッシュ・アズビル共同事業体について (所管課：学習・スポーツ課)

【1】指摘事項

指摘事項は認められなかった。

【2】指導事項

指導事項は認められなかった。

【3】意見・要望

(1) 危害防止装置の設置について

法定点検である防火設備定期検査で、地下2階ほか8階層の防火設備（防火シャッター）に危害防止装置が未設置であることが報告されている。危害防止装置は防火シャッターが作動した際に、挟まれ事故を防止するための装置で、平成17年12月の建築基準法施行令の改正により設置が義務付けられた。

ピーウォッシュ・アズビル共同事業体が指定管理する「健康プラザとしま」は、この法令改正前の建築物であり既存不適格の扱いとなるため、ただちに違法というわけではない。

しかし、同施設はスポーツセンターの他に健康診査センター、コミュニティセンターなどによる大規模な複合施設であり、日々、多くの利用者が訪れる。平成10年以降、国内においては防火シャッター等による児童の死亡事故が数件発生している状況等も鑑み、既存設備への後付けや注意喚起装置の設置などの安全対策を検討されたい。

3. 社会福祉法人 豊島区社会福祉事業団について (所管課：福祉総務課、高齢者福祉課、保育課)

【1】指摘事項

(1) 就業規則の不備について

豊島区社会福祉事業団（以下、事業団）の「社会福祉法人 豊島区社会福祉事業団正規職員就業規則」及び「社会福祉法人 豊島区社会福祉事業団非常勤職員就業規則」に、事業団が運営する「ケアハウス菊かおる園」の施設区分及び職種名が規定されていないことが確認された。このため、同施設の職員に適用する勤務区分、始業時間、終業時間、休憩時間が欠如している状態である。

就業規則は賃金、勤務時間等の労働条件や職場内の規律等について定めた職場における規則であり、労働基準法で作成義務等が規定されている。とりわけ就業時間、勤務区分、当直に対応する就業時転換等は必ず記載しなければならない事項で、労働契約を締結する際に最も重要な事項である。事業団は速やかに必要事項を記載した規則に改正するとともに、所定の変更手続きを行われたい。

(2) 不適正な契約手続きについて

「特別養護老人ホーム等の調理業務委託契約（令和4年4月1日～令和7年3月31日（3か年）」において、入札方法や選定基準の未決定、見積書の徴取方法や契約書に記載する事項の未記載、押印漏れなど契約手続きにおける不備が確認された。事業団の契約等の取扱いについては、厚生労働省が発出した「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」を遵守するとともに、事業団が定める経理規程や事案決定に関する規程に基づき適正に対応しなければならない。

今回の契約は調理業務という入所者のサービス提供に深く関わり、3か年にわたる高額な契約案件であることから、慎重かつ適正に処理しなければならない事案である。事業団は契約業務等において公正な事務処理を徹底するとともに、再発の防止に努められたい。

【2】指導事項

指導事項は認められなかった。

【3】意見・要望

(1) 豊島区社会福祉事業団の今後の運営について

① 豊島区社会福祉事業団の経営改革について

事業団の経営状況は、令和4年度に各種支援等による一時的な回復を示しているものの、平成25年度から令和3年度まで9年連続で赤字決算が続いている。新型コロナウイルス感染症による社会経済活動混乱期の前から赤字決算が常態化しており憂慮すべき経営状態である。

これに対して事業団は、令和3年3月にコロナ禍を踏まえた「経営改革中期計画（令和3年度～令和7年度）」を策定し経営改革に着手した。

しかし、令和3年度及び令和4年度の収支実態は計画上の財政見通しと乖離が生じて実質的に悪化している。また、実施できなくなった保育園の開設による収支見込みなどが同計画に計上されており、令和5年度以降の収支計画には大きな修正要素が含まれている。さらに施設の老朽化に伴う施設改修への対応、施設建替え資金の流用、新型コロナウイルス貸付金の返済の開始、依然として続く物価の高騰などにより、経営を取り巻く環境は一段と厳しさを増すことが確実視される。

事業団は、経営改革中期計画による成果を確実なものとするため、各年度における精緻な分析と評価を行うことはもとより、実態に即した計画の補正を行い進捗管理を徹底することが不可欠である。

こうしたことを踏まえ、外部の専門機関に委託している経営診断も効果的に活用し、現実かつ具体的な対応策を講じることで、恒常的な赤字経営体質から早期に脱却し、堅実な経営のもとで社会福祉事業団としての公的責任を果たされたい。

② 区の的確な指導・監督について

厚生労働省は、地方公共団体による社会福祉事業団等の適切な指導監督のために「社会福祉事業団等の設立及び運営の基準」を発出している。この基準により社会福祉事業団は公的責任の明確化と経営の合理化に資することとされている。また、事業団の役割について示されており、『事業団は地域における社会福祉事業の担い手として、重要な役割を果たすことが期待されるものであることから、福祉サービスの質の向上に資するものとして、一般の社会福祉法人にとって先駆的な事業や研究事業等の地域の実情に応じて対応が必要な福祉に係る需要を満たすための事業を行うなど、積極的な取り組みを行われたい。』としている。したがって、事業団の健全な経営とともに地域の社会福祉事業における重要な役割と先駆的取り組みに対して、区の指導監督が的確に行われる必要がある。

事業団は、超高齢社会における介護需要の高まりと多様なニーズの保育事業へ対応する重要な運営拠点として、地域の期待と要望を担っている。事業団の健全な財務体質への回復とともに、区民ニーズに的確に応える事業展開、さらには社会福祉事業の先駆者として地域での役割の発揮など、区は関連部署が相互に連携し、総合的かつ効果的な福祉事業の展開を見据えて適切に対応されたい。

4. 公益財団法人 としま未来文化財団について (所管課：文化デザイン課、学習・スポーツ課)

【1】指摘事項

指摘事項は認められなかった。

【2】指導事項

指導事項は認められなかった。

【3】意見・要望

(1) 資産の積立について

としま未来文化財団（以下、未来文化財団）の特定資産の資産残高は、令和3年度末の4億3千万円に対して、令和4年度末は5億2千万円と9千万円の増資となっている。

公益法人は、“公益目的事業の収益が、公益目的事業を実施する際に生じる適正な費用を超えない。”という収支相償を基本とし、財務規律上では、法人が保有する公益に活用されるべき資金は、過大に蓄積・滞留することなく効果的に活用することが重要であるとされている。この趣旨に基づけば、特定事業への積立資産の規模が適正な範囲内にあるのか、その原資を形成する各事業決算の状況を踏まえて慎重に判断する必要がある。

未来文化財団の主な収益は、① 指定管理業務における成果配分、② 区からの受託事業及び③ 自主事業の利益である。営利事業が制限される公益法人として、①から③の単年度収益により9千万円の積立資産を生み出したことになる。また、通常であれば事業補助に伴う過大な収益は想定できないが、未来文化財団は区から多くの補助金を受けている。

区が発注する指定管理料と委託経費については、さらに厳しく精査する必要がある。特に、法令により区から未来文化財団に発注する一定額までの契約は主管課による随意契約が可能であるため、精緻な見積もりに基づき契約額を決定しなければ、不相当な余剰額が発生することになりかねない。

未来文化財団の自主事業に対する補助金についても、適正な補助金額を精査することが欠かせない。そのためには、申請時の見積もりはもとより、清算時における詳細な実績報告の提示を区が受け、補助金額確定の精査をすることが不可欠である。

こうしたことを踏まえ、区が発注する契約等（指定管理料、委託経費、補助金交付）にあたっては、積算根拠や支出状況等をさらに精査し、事後の清算を含めて適正な手続きがなされているかの側面から厳格に対応することが肝要である。このことに対して、未来文化財団は資産増加の原因分析を行うとともに、適正な資産額の算定と特定事業積立資産の適正化の方針の策定について取組みを進めており、令和6年度より改善される見込み

であることが確認された。

今後、未来文化財団は、公益法人として積み立てを要する資産について目的と活用計画をより明確にし、過大な資産形成とならないよう留意されたい。

(2) 成果分配について

令和4年度の指定管理料の成果分配に係る収支差額は1億245万円で、基本協定に基づく成果分配は区と指定管理者が折半のため双方の収益は各々5,122万円であった。成果分配は、豊島区指定管理者制度運用指針で定める原則に基づき折半としているが、としま区民センター及び芸術文化劇場については立地条件や備付設備等が好条件であることから相当額の利用料収入が収支報告されている。また、舞台芸術交流センター、地域文化創造館は利用率が50%前後であるにもかかわらず、成果分配が発生する状況である。

今後、前述の「積立資産について」で記載した収支相償の原則と、公の施設の利用料という点を踏まえ、より適正な成果分配についての調整が必要である。今後の成果分配のあり方を確認したところ、令和5年度において区と未来文化財団の協議により、令和6年度から成果分配比率が折半から、区が9割、未来文化財団が1割に是正するとのことであった。

区民センターや芸術文化劇場等のように集客性の高い施設における成果分配は、区、未来文化財団の双方において貴重な収入財源であるとともに、公の施設の管理運営収入から生じる収入という点を踏まえ、成果分配については今後も収支実態を適格に把握し、適宜、適正な配分状態を確保するよう努められたい。

(3) 特別協定による事業の追加について

令和4年度に区と未来文化財団で、事業に関わる特別協定が3件締結されている。特別協定は年度協定に定めのない、あるいは定めた業務範囲を超える内容等において別途、協定を締結するものである。

通常、指定管理業務の範囲に加えて個別事業を委託する場合は、公募要項に記載し、年度協定、業務基準で内容を具体的に定めるものである。

したがって、協定締結後に、公募要項に記載のない内容を安易に特別協定として付加することは、本来の公募要項の公平性を欠く事にもなりかねない。

3件の特別協定のうち2件は公演事業であり、指定管理者として対応すべきか、若しくは、未来文化財団への委託事業とするべきかについても整理されていないと判断される。

今後、指定管理者に対して事業を追加する場合は、追加の是非を含めて慎重に協議し対応されたい。

(4) 補助金交付制度及び対象事業の整理について

補助金制度は、区の政策等を推進するために、その目的に合致する団体や個人の事業経費を支援するものである。対象事業の全額を補助する場合もあるが、補助対象経費に対して限度額や補助率を設定して補助金を定めることが通例であり、主体は補助事業を実施する団体又は個人である。

区は、未来文化財団の数多くの事業に対して補助金を交付している。事業費に対する補助金の割合は10割のものと、未来文化財団の自主財源を一部投じるものがある。

未来文化財団は多くの事業を区からの全額補助により実施している。中には区が未来文化財団に対して事業を移管し、未来文化財団の事業として継続している事業もある。区の政策等を推進する補助制度の主旨を踏まえれば、特に全額を補助する事業に対しては、区の政策等の推進期間により補助金交付期限を設けるなど、補助対象事業の効果検証による補助金継続の判断が必要であると考えられる。事業継続を要する場合には、未来文化財団の補助事業と区の事業（委託契約など）の双方を比較考量し、その実施方法を判断することが望ましい。

また、経費の一部を補助する事業については、補助金申請時の自主財源に対して、実績報告ではその割合が低下している事例が見受けられた。補助金の限度額や補助率が明確でないことが要因であると考えられる。

このような状況に対して、区は未来文化財団の事業経費に対する全件査定に着手し補助金についての再確認を行っていることが確認された。令和6年度も引き続き、補助金制度の精査とともに補助対象事業の整理について推進されたい。

(5) 適正な定数管理及び給与制度について

令和3年度から令和4年度にかけて23名の職員を削減し、令和5年度には5名の職員を任用していることが確認された。職員数126名に対する23名の減員であり、18%以上の削減を行った直後に増員が行われているが、この削減と増員は計画的に実施されたものではないとの説明であった。

職員の定数管理は、組織を維持し事務事業を効果的、効率的に遂行するために必要な人員を過不足なく配置するものである。管理内容は、事務事業量の計測、定数の設定、職員の増減員及び配置転換等に伴う定数の変更等について、適正な統制等を行うことである。現在、未来文化財団は100名を超える職員数を有しながら、「職員定数管理計画」が策定されていないため、令和5年度より所管課と適正な定数管理の仕組みの構築について検討を開始したとのことである。職員定数管理は、今後の未来文化財団の組織運営と所要人件費など将来の経営方針にも大きく関わるものであり、計画的な職員の任用に向け、早急に作成されることを要望する。

なお、職員に関わる人件費は、区からの補助金、区が発注する委託等に

より賄われているという実態を鑑み、任用基準や給与額の設定については、区の人事・給与制度を参照し規則や規程などにより厳格に取り組みたい。特に、定年制度については改正法令が令和5年4月に施行され、区では給与、再任用の方法、役職定年の導入などが既に運用されていることから、未来文化財団においても適用する内容や基準について、令和6年度に検討する定数管理の協議において確実に反映されたい。

(6) 区の人件費支出の明確化について

区は、未来文化財団の人件費に対して、「管理部門人件費及び運営費」として1億2,647万円、「文化芸術の伸展に関する事業」等への事業費補助に係る人件費として5,988万円、合計で1億8,635万円の補助金を交付している。また補助金の他に、区が委託する事業や指定管理経費の中にも人件費相当額が含まれている。

決算における人件費を精査すると、管理費と事業費へ充当する仕分けが不明確であり、支出段階において補助金、委託料を合わせ人件費全体で重複して支出されていることが懸念される。この要因としては、適正な人員配置がなされていないこと、人件費算出において人員配置を業務量等で按分するなど複雑化し、区における確認が困難になっていることなどにあると考えられる。

未来文化財団の人件費については算定、支出等の明確化に向け、上記(5)の適正な定数管理の導入と合わせて、現在、補助金、委託料、指定管理料に振分けられている人件費の一元管理について検討が進められている。今後は人件費に係る人員管理及び算出基準を適正に実施するとともに、区は人件費の支出根拠や仕訳区分などをさらに明確化することなどにより説明責任を果たし、かつ厳格な経費の支出に努められたい。

5. 株式会社 図書館流通センターについて (所管課：図書館課)

【1】指摘事項

指摘事項は認められなかった。

【2】指導事項

(1) 備品台帳の作成について

各指定管理施設における備品の管理を調査したところ、1件50万円以上の物品を指定備品として登録していた。指定備品については、平成27年4月1日付けで、1件50万円以上から100万円以上に基準価格が改定されている。改定に伴い100万円未満の備品は指定備品から通常備品となるため、「備品整理表」及び「物品現在高調書兼物品引渡書」の記載の変更が必要である。各指定管理施設の同書類について、速やかに変更処理をされたい。

6. 東京ドームグループについて (所管課：学習・スポーツ課)

【1】指摘事項

(1) 防火設備の保守点検について

実施が義務付けられている防火設備定期点検が実施されていなかった。巣鴨体育館は不特定多数の方が利用する施設であり、地下2階地上2階の多層階の建物である。利用者が安心して使用するため、各設備点検については法令を遵守し計画的に実施しなければならない。今後、定期点検を怠ることのないよう確実に実施するとともに、報告書についても遅滞なく提出されたい。

【2】指導事項

指導事項は認められなかった。

7. 総括意見

(所管課:行政経営課・各所管課)

(1) 外郭団体に対する区の関与のあり方について

今回の財政援助団体等監査において外郭団体としては、「社会福祉法人豊島区社会福祉事業団」及び「公益財団法人 としま未来文化財団」の2団体に対して監査を行った。監査により、幾つかの指摘事項が確認されるとともに意見・要望を述べるにあたり、団体に対する区の関与のあり方にも課題があるものと認識された。その中には、財政運営、組織人事など団体運営の根幹に関わり、区の責務として指導・調整が必要である事項も含まれている。このため、外郭団体に対する区の関与について整理する必要があると考えられる。

現在、区には当該2団体を含め7つの外郭団体がある。設立の目的や経緯は様々であるが、いずれの団体も出資・補助金等を受け、区の補完的あるいは代替的な業務を行っている。

区と外郭団体との関係について、「豊島区行政経営白書」では、外郭団体の定義や団体の経営状況を掲載し、「豊島区未来戦略推進プラン（計画事業偏）」では、外郭団体の見直しについて示している。しかし、外郭団体に対する区の指導基準など、指導、調整するための拠り所については未策定である。また、各団体に対する区の関与の度合いには差があると思われるが、それを明らかにする規定類がない。

こうしたことから、区の関与の度合いや区の補完機能としての役割などに応じて外郭団体を分類することにより、区と各外郭団体との関係性をより明確にするとともに、区が外郭団体を指導、調整する際の基準を見える化することにより、外郭団体に対する区の監督責任の明確化と各団体の健全な経営に取り組まれない。

(2) 統一した方針に基づく指定管理者への対応について

新型コロナウイルス感染症の流行、世界情勢を背景とする物価の高騰や我が国における人件費増の流れ等により、令和2年度以降、指定管理者の施設運営、事業実施に大きな影響が顕現している。利用制限等による収入の減少、物価・光熱水費・人件費の高騰による支出の超過は、指定管理者の責によらず事業収支を悪化させている。

基本的に施設の利用制限等による収入の減少に対しては区からの補填措置が取られ、支出の超過に対しては協定に定める「リスクの負担」に基づく対応とされている。リスク分担の中における経済リスクは指定管理者の負担を原則として協定で定めているが、長期化する物価高騰や人件費増などへの対応について精査する必要がある。

令和5年度において、光熱費の高騰に伴う指定管理者への補填は、区に対

して協議の申出のあった一部の施設に対して行われた。国は令和4年10月に発出した「原材料価格、エネルギーコスト等の上昇に係る指定管理者制度の運用の留意点について」により、指定管理者の負担増加に対して、地方公共団体と指定管理者の間で協議に基づき適切に対応されたい旨が示されている。今回の一部の指定管理者に対する光熱費補填は、国の留意点に則り指定管理者との協議を経て対応したものであるが、利用料金収入の多寡の状況など指定管理施設の状況を踏まえた精査や補填対象とする明確な基準などが必要であったと思慮される。今般の様な事態に際しては、各所管課は指定管理者の収支状況や意見・要望を的確に把握し、区として統一した対応方針を明確にして対応するよう努められたい。

第3 監査結果に対する改善等措置の報告

監査の結果は前項のとおりであるが、指摘事項等各事項について改善等の措置を講じられた時は、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を監査委員あて通知されたい。

なお、事務監査及び監査委員監査の際、各団体及び各所管課の事務処理方法等に対して口頭で是正を求めた軽微な事項については、速やかに対処されたい。

資料編（団体別概要）

※この「資料編（団体別概要）」は、令和5年8月及び9月に各団体から提出された資料に基づき作成している。
なお、本文及び表中における数値は、特にことわりがない場合、令和4年度における実績値である。

I ピーウォッシュ・豊島区体育協会・太平ビルサービスグループ

第1 団体の概要

1. 名称、所在地及び代表者

指定管理者の名称：ピーウォッシュ・豊島区体育協会・太平ビルサービスグループ

- (1) 代表団体：株式会社ピーウォッシュ
所在地：豊島区长崎五丁目1番23号
代表者：代表取締役 漆原 雅明
資本金：1億円
- (2) 構成団体：特定非営利活動法人豊島区体育協会
所在地：豊島区要町三丁目47番8号 豊島体育館内
代表者：理事 服部 浩久（～令和4年5月26日）
理事 吉波 克昌（令和4年5月27日～）
- (3) 構成団体：太平ビルサービス株式会社
所在地：新宿区西新宿六丁目22番1号
代表者：代表取締役 狩野 伸彌
資本金：2億円

2. 監査対象区分

指定管理者

第2 指定管理の概要

1. 監査対象施設

名称	所在地
総合体育場	豊島区東池袋四丁目41番30号
西巣鴨体育場	豊島区西巣鴨四丁目22番19号
荒川野球場	板橋区新河岸三丁目荒川河川敷

2. 指定期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日

3. 指定管理料等

指定管理料	執行額 (円)
第1四半期	5,044,970
第2四半期	5,042,000
第3四半期	5,042,000
第4四半期	5,042,000
合計	20,170,970

特別協定による締結	執行額 (円)
暑さ指数基準に基づく利用中止に係る損失補てん	144,250
トイレリモデル他修繕に伴う休業補償	115,900

スポーツ振興施策推進事業費	予算額 (円)	執行額 (円)
スポーツ振興施策推進事業費	1,225,000	209,420

4. 指定管理業務の範囲

(1) 施設の利用に関する業務

- ①利用申請の受付、承認、不承認及び利用の取消しに関する業務
- ②体育施設条例に定める施設、設備及び備品の利用料金の収納、減免、還付に関する業務

(2) 事業に関する業務

(3) 施設（敷地内のすべて）の維持管理に関する業務

(4) 前各号に掲げるもののほか、区が必要と認める業務

第3 収支決算の状況

1. 指定管理3施設の合計

収入		支出	
科目	金額 (円)	科目	金額 (円)
指定管理料	20,170,970	人件費	26,233,066
利用料金（設備使用料含む）	38,003,308	施設運営費	28,725,761
スポーツ振興施策推進事業	209,420	事業費	30,632,403
自主事業（教室等）	26,863,108	その他	5,035,275
自主事業（物販）	50,144	一般管理費	2,758,374
補填金・助成金等	260,150		
収入合計	85,557,100	支出合計	93,384,879
		収支差額	△7,827,779

(1) 総合体育場

収入		支出	
科目	金額 (円)	科目	金額 (円)
指定管理料	15,949,973	人件費	26,233,066
利用料金 (設備使用料含む)	33,354,708	施設運営費	20,354,798
スポーツ振興施策推進事業	209,420	事業費	30,460,406
自主事業 (教室等)	26,863,108	その他	4,797,256
自主事業 (物販)	50,144	一般管理費	2,758,374
補填金・助成金等	204,150		
収入合計	76,631,503	支出合計	84,603,900
		収支差額	△7,972,397

(2) 西巣鴨体育場

収入		支出	
科目	金額 (円)	科目	金額 (円)
指定管理料	876,999	人件費	0
利用料金 (設備使用料含む)	4,648,600	施設運営費	5,650,432
スポーツ振興施策推進事業	0	事業費	105,997
自主事業 (教室等)	0	その他	149,188
自主事業 (物販)	0	一般管理費	0
補填金・助成金等	56,000		
収入合計	5,581,599	支出合計	5,905,617
		収支差額	△324,018

(3) 荒川野球場

収入		支出	
科目	金額 (円)	科目	金額 (円)
指定管理料	3,343,998	人件費	0
利用料金 (設備使用料含む)	0	施設運営費	2,720,531
スポーツ振興施策推進事業	0	事業費	66,000
自主事業 (教室等)	0	その他	88,831
自主事業 (物販)	0	一般管理費	0
補填金・助成金等	0		
収入合計	3,343,998	支出合計	2,875,362
		収支差額	468,636

2. スポーツ振興施策推進事業

収入		支出	
科目	金額 (円)	科目	金額 (円)
区負担事業費	209,420	諸謝金	204,500
参加費	0	消耗品費	4,920
		保険料	0
		公租公課	0
収入合計	209,420	支出合計	209,420
		収支差額	0

第4 事業の実績

1. 開館状況

施設	開館日数	休館日数	開館時間
総合体育場	346日	19日	午前8時00分～午後9時00分
西巣鴨体育場	347日	18日	午前8時30分～午後5時00分 (5～8月 午後6時00分)
荒川野球場	347日	18日	午前8時00分～午後5時00分

2. 施設の利用状況

(1) 総合体育場

区分		利用件数 (件)	利用人数 (人)
体育室	団体利用	176	3,530
	個人利用	512	4,526
	自主事業	530	5,038
	計	1,218	13,094
庭球場	団体利用	3,891	23,586
	個人利用	807	5,352
	自主事業	1,674	8,191
	計	6,372	37,129
弓射場	団体利用	217	4,340
	個人利用	811	6,434
	自主事業	0	0
	計	1,028	10,774
野球場	団体利用	1,961	48,119
	自主事業	440	9,165
	計	2,401	57,284
合計	団体利用	6,245	79,575
	個人利用	2,130	16,312
	自主事業	2,644	22,394
	合計	11,019	118,281

(2) 西巣鴨体育場

区分		利用件数 (件)	利用人数 (人)
庭球場	団体利用	2,085	11,957
	個人利用	0	0
	自主事業	0	0
	計	2,085	11,957
弓射場	団体利用	29	325
	個人利用	498	1,164
	自主事業	0	0
	計	527	1,489
合計	団体利用	2,114	12,282
	個人利用	498	1,164
	自主事業	0	0
	合計	2,612	13,446

(3) 荒川野球場

区分		利用件数 (件)	利用人数 (人)
野球場	団体利用	1,419	29,372
	個人利用	0	0
	自主事業	0	0
	計	1,419	29,372
合計	団体利用	1,419	29,372
	個人利用	0	0
	自主事業	0	0
	合計	1,419	29,372

Ⅱ ピーウォッシュ・アズビル共同事業体

第1 団体の概要

1. 名称、所在地及び代表者

指定管理者の名称：ピーウォッシュ・アズビル共同事業体

(1) 代表団体：株式会社ピーウォッシュ

所在地：豊島区长崎五丁目1番23号

代表者：代表取締役 漆原 雅明

資本金：1億円

(2) 構成団体：アズビル株式会社

所在地：千代田区丸の内二丁目7番3号

代表者：代表取締役 山本 清博

資本金：105億2,271万6,817円

2. 監査対象区分

指定管理者

第2 指定管理の概要

1. 監査対象施設

名称：池袋スポーツセンター

所在地：豊島区上池袋二丁目5番1号（健康プラザとしま）

2. 指定期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日

3. 指定管理料等

指定管理料	執行額（円）
第1四半期	58,670,250
第2四半期	58,667,000
第3四半期	58,667,000
第4四半期	58,667,000
合計	234,671,250

一般介護予防事業費	執行額 (円)
一般介護予防事業費	1,474,770

施設修繕費	執行額 (円)
池袋スポーツセンター管理運営経費分	4,720,300
健康プラザとしま管理経費分	18,137,900
合計	22,858,200

スポーツ振興施策推進事業費	予算額 (円)	執行額 (円)
スポーツ振興施策推進事業費	1,126,000	744,413

4. 指定管理業務の範囲

- (1) 施設の利用に関する業務
 - ①利用申請の受付、承認、不承認及び利用の取消しに関する業務
 - ②体育施設条例に定める施設、設備及び備品の利用料金の収納、減免、還付に関する業務
- (2) 事業に関する業務
- (3) 施設（敷地内のすべて）の維持管理に関する業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、区が必要と認める業務

第3 収支決算の状況

1. 収支状況（全体）

収入		支出	
科目	金額 (円)	科目	金額 (円)
指定管理料	234,671,250	人件費	111,753,794
利用料金（設備使用料含む）	96,291,145	施設運営費	217,489,094
スポーツ振興施策推進事業	744,413	事業費	49,482,608
自主事業（教室等）	32,644,550	一般介護予防事業費	1,474,770
自主事業（物販）	8,796,236	その他	12,533,617
一般介護予防事業費	1,474,770	一般管理費	18,429,143
その他	200,000		
収入合計	374,822,364	支出合計	411,163,026
		収支差額	△36,340,662

2. スポーツ振興施策推進事業

収入		支出	
科目	金額 (円)	科目	金額 (円)
区負担事業費	744,413	諸謝金	30,000
参加費	0	消耗品費	698,076
		広告費	0
		保険料	12,126
		公租公課	4,211
収入合計	744,413	支出合計	744,413
		収支差額	0

第4 事業の実績

1. 開館状況

施設	開館日数	休館日数	開館時間
池袋スポーツセンター	343日	22日	○月～土（祝日含む） 午前8時30分～午後10時00分 ○日曜日 午前8時30分～午後9時00分

2. 施設の利用状況

区分		利用件数 (件)	利用人数 (人)
トレーニングルーム	団体利用	0	0
	個人利用	-	120,182
	自主事業	0	0
	計	-	120,182
スタジオ	団体利用	0	0
	個人利用	0	0
	自主事業	3,658	38,562
	計	3,658	38,562
プール	団体利用	0	0
	個人利用	-	122,583
	自主事業	2,057	19,333
	計	2,057	141,916
武道場	団体利用	1,361	19,115
	個人利用	0	0
	自主事業	613	5,354
	計	1,974	24,469
合計	団体利用	1,361	19,115
	個人利用	-	242,765
	自主事業	6,328	63,249
	合計	7,689	325,129

Ⅲ 社会福祉法人 豊島区社会福祉事業団

第 1 団体の概要

1. 名称、所在地及び代表者

名 称：社会福祉法人豊島区社会福祉事業団
所 在 地：豊島区西巢鴨二丁目 30 番 20 号
代 表 者：理事長 横田 勇（～令和 5 年 3 月 31 日）
 理事長 石橋 秀男（令和 5 年 4 月 1 日～）
基本財産：43 億 992 万 5,663 円

2. 事業目的

多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供できるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊重を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じた自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。

3. 事業

第一種社会福祉事業（利用者の保護の必要性が高い事業：入所施設サービス）
特別養護老人ホームの経営
軽費老人ホームの経営
第二種社会福祉事業（公的規制の必要性が低い事業：主に在宅サービス）
老人デイサービスセンターの経営
老人短期入所事業の経営
老人居宅介護等事業の経営
認知症対応型共同生活援助事業の経営
障害者福祉サービス事業の経営
保育所の経営
一時預かり事業の経営
病児保育事業の経営
公益事業
居宅介護支援事業
地域包括支援センターの経営
認可外保育施設の経営
生活支援体制整備事業

4. 組織（令和 5 年 4 月 1 日現在）

理事 7 名、監事 2 名、評議員 12 名、
職員 488 名（常勤 262 名、非常勤 226 名）

5. 監査対象区分

出資団体、補助金等交付団体

第2 出資・出損及び補助金交付の概要

1. 出資金の状況

時期	出資額（円）	理由
平成6年3月31日	5,000,000	社会福祉法人豊島区社会福祉事業団設立のため

2. 補助金の交付・執行状況

件名	補助交付額（円）	執行額（円）	所管
基幹型地域包括支援センター運営費補助	6,781,525	6,781,525	高齢者福祉課
旧区立特別養護老人ホーム経営支援経費補助	39,293,500	39,293,500	
ケアハウス「菊かおる園」運営費補助	15,515,000	15,515,000	
訪問型サービス事業経費補助	29,550	29,550	
認知症ケア向上推進事業経費補助	121,805	121,805	
保育士等キャリアアップ事業補助	21,854,000	16,926,000	保育課
保育サービス推進事業補助	8,004,000	8,004,000	
保育従事職員宿舍借上げ支援事業補助	12,113,000	12,113,000	
保育所等における児童の安全対策強化事業補助	768,000	768,000	
保育士等処遇改善臨時特例交付金	9,732,600	9,732,600	
保育従事職員等処遇改善事業補助	610,360	552,060	
特定教育・保育施設等原油価格・物価高騰対策支援金	4,278,000	4,278,000	
定期借地契約に係る補助	3,757,920	3,757,920	介護保険課
福祉サービス第三者評価受審費用補助	1,897,000	1,897,000	
介護サービス事業者等PCR検査補助	4,716,278	4,716,278	
介護保険サービス提供事業原油価格・物価高騰対策支援金	22,722,000	22,722,000	障害福祉課
障害者（児）福祉サービス事業者原油価格・物価高騰対策支援金	90,000	90,000	
合計	152,284,538	147,298,238	

第3 収支決算の状況

収入		支出	
科目	金額 (円)	科目	金額 (円)
介護保険事業収益	1,959,941,518	人件費	2,039,238,519
老人福祉事業収益	59,805,887	事業費	334,744,375
保育事業収益	738,041,274	事務費	338,335,931
障害福祉サービス等事業収益	14,080,658	利用者負担軽減額	118,253
その他事業収益	3,654,000	減価償却費	298,900,651
経常経費寄附金収益	1,131,086	国庫補助金等特別積立金取崩額	△243,411,823
借入金利息補助金収益	692,886	徴収不能額	66,463
受取利息配当金収益	707	徴収不能引当金繰入	102,014
その他のサービス活動外収益	20,082,188	支払利息	913,536
施設整備等補助金収益	22,815,010	その他のサービス活動外費用	6,684,013
その他特別収益	675	固定資産売却損・処分損	7
		国庫補助金等特別積立金積立額	25,122,010
		その他の特別損失	0
収入合計	2,820,245,889	支出合計	2,800,813,949
		収支差額	19,431,940

第4 事業の実績

1. 主な事業の実績

(1) 特別養護老人ホーム (令和5年3月31日現在)

施設名	定員	入所者数	1日平均	今年度利用率	前年度利用率
アトリエ村	80人	76人	72.8人	91.0%	95.7%
風かおる里	66人	66人	61.6人	93.4%	94.5%
菊かおる園	90人	90人	84.3人	93.7%	93.9%
合計	236人	232人	218.7人	92.7%	94.7%

(2) ショートステイ

施設名	定員	延べ利用者数	今年度利用率	前年度利用率
アトリエ村	8人	2,652人	90.8%	/
風かおる里	6人	1,788人	81.6%	
菊かおる園	10人	2,773人	76.0%	
合計	24人	7,213人	82.3%	80.6%

(3) デイサービス

① デイサービス (いきいき広場)

施設名	定員	延べ利用者数	今年度利用率	前年度利用率
アトリエ村	45人	12,090人	86.7%	84.4%

菊かおる園	45人	11,229人	76.2%	77.4%
長崎第二豊寿園	35人	6,716人	61.9%	67.8%
合計	125人	30,035人	76.0%	77.2%

※菊かおる園は令和4年10月より定員を50名から45名に変更

②認知症対応型デイサービス（ほのぼの広場）

施設名	定員	延べ利用者数	今年度利用率	前年度利用率
風かおる里	12人	2,220人	59.7%	69.8%
菊かおる園	12人	2,933人	78.8%	71.4%
長崎第二豊寿園	12人	1,968人	52.9%	65.1%
合計	36人	7,121人	63.8%	68.7%

(4) グループホーム

施設名	定員	延べ利用者数	今年度利用率	前年度利用率
小菊の家	18人	6,401人	97.4%	96.8%

(5) 訪問介護ステーション（訪問介護）

①登録ヘルパー数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
登録者数	19人	19人	19人	18人	22人	22人

月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
登録者数	22人	22人	22人	21人	21人	20人

②利用者数

(人)

月	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
4	18	27	36	21	10	2	4	118
5	20	24	37	20	8	3	4	116
6	19	23	34	21	8	3	5	113
7	18	23	33	21	7	2	5	109
8	17	23	34	20	6	2	5	107
9	17	24	35	18	5	3	5	107
10	17	25	32	14	4	3	4	99
11	17	25	31	15	4	4	4	100
12	17	23	32	13	5	4	4	98
1	15	23	32	14	6	6	2	98
2	17	24	30	13	7	5	1	97
3	17	25	30	18	6	6	2	104
計	209	289	396	208	76	43	45	1,266

(6) 訪問介護ステーション（同行援護）

①ガイドヘルパー人数 (人)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
登録者数	10 (9)	10 (9)	10 (9)	10 (9)	10 (9)	10 (9)

月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
登録者数	9 (8)	9 (8)	9 (8)	9 (8)	9 (8)	9 (8)

※訪問介護兼務者を含む、()内はガイドヘルプのみ

②利用者数

月	利用者数 (人)	延利用件数 (件)
4月	27	120
5月	26	121
6月	25	119
7月	22	117
8月	24	127
9月	26	122
10月	25	121
11月	25	110
12月	22	124
1月	23	98
2月	25	98
3月	25	110
合計	295	1,387

(7) 地域包括支援センター

①相談業務（相談方法別） (件)

施設名	来所	電話	訪問	その他	相談件数合計
アトリエ村	1,855	3,763	1,231	289	7,138
菊かおる園	1,362	3,163	996	375	5,896
東部地域包括	2,141	4,138	559	265	7,103
3包括合計	5,358	11,064	2,786	929	20,137

②権利擁護業務（虐待（疑い含む）新規受付状況） (件)

施設名	受付 件数	受付内容				
		身体	心理	経済	放棄	性的
アトリエ村	14	7	3	3	3	0

菊かおる園	15	10	11	2	0	0
東部地域包括	8	4	3	0	2	0
3 包括合計	37	21	17	5	5	0

③介護予防ケアプラン作成件数（介護予防支援）（件）

施設名	要支援 1		要支援 2		合計	
	直接	委託	直接	委託	直接	委託
アトリエ村	634	361	818	787	1,452	1,148
	995		1,605		2,600	
菊かおる園	322	294	559	611	881	905
	616		1,170		1,786	
東部地域包括 支援センター	373	363	598	553	971	916
	736		1,151		1,887	
合計	1,329	1,018	1,975	1,951	3,304	2,969
	2,347		3,926		6,273	

④介護予防ケアプラン作成件数（予防ケアマネジメント）（件）

施設名	要支援 1		要支援 2		合計	
	直接	委託	直接	委託	直接	委託
アトリエ村	459	250	251	388	746(36)	638
	709		639		1,384(36)	
菊かおる園	470	226	238	265	823(115)	491
	696		503		1,314(115)	
東部地域包括 支援センター	265	328	268	239	569(36)	567
	593		507		1,136(36)	
合計	1,194	804	757	892	2,138(187)	1,696
	1,998		1,649		3,834(187)	

※（ ）内は事業対象者

⑤アウトリーチ事業（見守り対象者名簿登録者）（人）

施設名	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	合計
アトリエ村	368	496	446	377	1,687
菊かおる園	423	447	473	524	1,867
東部地域包括	362	356	409	400	1,527
合計	1,153	1,299	1,328	1,301	5,081

⑥アウトリーチ事業（相談件数）（件）

施設名	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	合計
アトリエ村	393	1,077	512	551	2,533

菊かおる園	372	1,034	575	511	2,492
東部地域包括	551	1,266	931	1,227	3,975
合計	1,316	3,377	2,018	2,289	9,000

(8) 居宅介護支援事業所 (件)

施設名	ケアプラン作成件数						合計
	要支援	要介護					
	1・2	1	2	3	4	5	
風かおる里	161	412	326	237	86	45	1,267
菊かおる園	248	610	248	234	229	64	1,633
合計	409	1,022	574	471	315	109	2,900

(9) ケアハウス

施設名	定員	延べ利用者数	利用率
ケアハウス菊かおる園	30名	10,849名	99.1%

(10) 保育園運営業務

①定員 (人)

施設名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児以上	合計
駒込第三	9	15	19	21	45	109
南大塚	12	14	18	20	42	106
西巣鴨さくらそう	12	24	24	24	52	136
千早さくらそう		14	10	6		30

※千早さくらそう保育園は待機児童対策のための区臨時保育所

②在籍状況 (月初在籍者数)

[駒込第三保育園] (人)

4月	5月	6月	7月	8月	9月
108	109	110	110	110	110
10月	11月	12月	1月	2月	3月
110	110	110	108	108	108

[南大塚保育園] (人)

4月	5月	6月	7月	8月	9月
102	103	103	106	110	110
10月	11月	12月	1月	2月	3月
110	110	110	108	108	107

[西巣鴨さくらそう保育園]

(人)

4月	5月	6月	7月	8月	9月
133	133	133	133	134	134
10月	11月	12月	1月	2月	3月
133	134	133	133	132	132

[千早さくらそう保育園]

(人)

4月	5月	6月	7月	8月	9月
4	4	4	3	4	4
10月	11月	12月	1月	2月	3月
3	4	5	5	6	6

③延長保育利用園児数 (延べ人数)

(人)

施設名	登園時間帯			降園時間帯		
	7:15～ 7:30	7:31～ 8:00	8:01～ 8:30	17:01～ 17:30	17:31～ 18:00	18:01～ 20:00
駒込第三	208	1,623	8,877	16,616	12,878	7,627
南大塚	986	3,174	8,430	15,776	12,694	7,053
西巣鴨さくらそう	1,245	3,363	8,090	18,936	14,167	6,936
千早さくらそう	12	215	317	164	140	26

④特例保育利用園児数 (延べ人数)

施設名	特例保育	延べ人数 (人)
駒込第三	産休明け保育	8
南大塚		17
千早さくらそう		0
西巣鴨さくらそう		14
	一時保育	60
	病後児保育	63
	休日保育	371

IV 公益財団法人 としま未来文化財団

第1 団体の概要

1. 名称、所在地及び代表者

名 称：公益財団法人としま未来文化財団

所 在 地：豊島区東池袋一丁目 20 番 10 号としま区民センター内

代 表 者：理事長 高野 之夫（～令和5年2月9日）

理事長 齊藤 雅人（令和5年3月23日～令和5年7月31日）

理事長 天貝 勝己（令和5年8月1日～）

基本財産：5億円

2. 事業目的

さまざまな人々と共に生き、共に責任を担う協働と共創の文化都市を豊島区に実現するため、創造性のある文化芸術活動の伸展を図りつつ、コミュニティの醸成とまちづくり活動の促進に関する事業を推進し、もって豊かな区民生活と活力ある地域社会の形成に寄与することを目的とする。

3. 事業

- (1) 文化芸術の伸展に関する事業
- (2) 区から受託する文化施設等の管理運営に関する事業
- (3) まちづくり活動の推進と支援に関する事業
- (4) その他上記の目的を達成するために必要な事業
- (5) (1)～(4)の事業の推進に資するため、(1)～(4)に定める事業に関連する事業を行う。

4. 組織（令和5年4月1日現在）

理事 11 名、監事 2 名、評議員 12 名、

職員 108 名（常勤 61 名、非常勤 19 名、日勤制臨時職員 28 名）

5. 監査対象区分

出資団体、補助金等交付団体、指定管理者

第2 出資・出損及び補助金交付の概要

1. 出資金の状況

時期	出資額（円）	理由
昭和 60 年 4 月 1 日	200,000,000	財団法人豊島区コミュニティ振興公社設立のため

平成元年4月3日	100,000,000	財団法人豊島区コミュニティ振興公社に増資
平成17年4月1日	200,000,000	財団法人豊島区まちづくり公社統合時に増資（財団法人としま未来文化財団に名称変更）
合計	500,000,000	

※平成23年4月1日より公益財団法人としま未来文化財団として公益法人へ移行

2. 特定資産の保有状況

(円)

資産項目	4年度末額	3年度末額	増減額
自主事業積立資産	110,360,000	110,360,000	0
財政調整積立資産	116,000,000	116,000,000	0
舞台芸術交流センター開館15周年記念事業積立資産	-	30,000,000	△30,000,000
Hareza 池袋5周年記念事業積立資産	30,000,000	20,000,000	10,000,000
財団設立40周年記念事業積立資産	40,000,000	20,000,000	20,000,000
芸術文化劇場・としま区民センター開館5周年記念事業積立資産	40,000,000	20,000,000	20,000,000
IT化推進プロジェクト費用積立資産	80,000,000	40,000,000	40,000,000
トキワ荘マンガミュージアム開館5周年記念マンガ・アニメ関連事業積立資産	40,000,000	20,000,000	20,000,000
雑司が谷案内処15周年記念地域活性化事業積立資産	20,000,000	10,000,000	10,000,000
退職給付引当資産	49,897,630	48,444,570	1,453,060
合計	526,257,630	434,804,570	91,453,060

第3 補助金の交付・執行状況

件名	補助交付額(円)	執行額(円)
1. としま未来文化財団管理部門人件費及び運営費	248,679,000	202,314,147
人件費	171,768,000	126,476,937
管理運営経費	52,485,000	51,434,031
管理運営経費(広報経費)	24,426,000	24,403,179
2. としま未来文化財団事業助成	88,108,000	84,491,876
人件費	63,426,000	59,885,596

「としま区民芸術祭」開催助成	16,270,000	17,993,443
「としま能の会」開催助成	4,136,000	6,434,472
「民俗芸能 in としま」開催助成	6,311,000	6,372,139
区民団体活動支援事業助成	351,000	135,356
としま区民芸術祭運営経費助成	5,472,000	5,051,476
次世代育成事業助成経費	2,021,000	1,698,100
庁舎ランチタイムコンサート助成経費	1,552,000	1,003,847
公会堂及び区民センター閉館に伴う代替施設対応	828,000	543,760
豊島区管弦楽団区民センター閉館に伴う移設対応	2,463,000	2,387,280
エチカ池袋ギャラリー活用助成経費	1,548,000	979,850
3. まちの魅力づくり事業に伴う調査研究	6,024,000	6,024,000
4. 雑司が谷未来遺産推進事業	4,805,000	4,736,150
合計	347,616,000	297,566,173

第4 指定管理の概要

1. 監査対象施設及び指定管理期間

(1) としま区民センター・芸術文化劇場

指定期間：平成31年4月1日～令和6年3月31日

名称	所在地
としま区民センター	豊島区東池袋一丁目20番10号
芸術文化劇場	豊島区東池袋一丁目19番1号

(2) 舞台芸術交流センター（あうるすぽっと）

指定期間：令和3年4月1日～令和8年3月31日

名称	所在地
舞台芸術交流センター	豊島区東池袋四丁目5番2号ライズアリーナビル2階、3階

(3) 地域文化創造館

指定期間：平成31年4月1日～令和6年3月31日

名称	所在地
駒込地域文化創造館	豊島区駒込二丁目2番2号
巣鴨地域文化創造館	豊島区巣鴨四丁目15番11号
南大塚地域文化創造館	豊島区南大塚二丁目36番1号

雑司が谷地域文化創造館	豊島区雑司が谷三丁目1番7号
千早地域文化創造館	豊島区千早二丁目35番12号

2. 指定管理料

(1) としま区民センター・芸術文化劇場

指定管理料	執行額（円）
上半期	175,278,500
下半期	175,278,500
合計	350,557,000

特別協定による締結	執行額（円）
中学生鑑賞教室	8,952,400
区民センター1階エントランス個展開催等	3,860,000
豊島区制施行90周年記念事業	12,356,300

(2) 舞台芸術交流センター（あうるすぽっと）

指定管理料	執行額（円）
上半期	29,784,500
下半期	29,784,500
合計	59,569,000

(3) 地域文化創造館（全施設合計）

指定管理料	執行額（円）
第1四半期	47,670,000
第2四半期	47,670,000
第3四半期	47,670,000
第4四半期	47,670,000
合計	190,680,000

特別協定による締結	執行額（円）
南大塚地域文化創造館衆議院議員選挙会場使用	106,765
駒込及び雑司が谷地域文化創造館LAN配線工事	2,431,000
駒込地域文化創造館外部非常階段手摺設置	1,223,640
駒込及び雑司が谷地域文化創造館wi-fi設置工事	962,720

3. 指定管理業務の範囲

(1) としま区民センター・芸術文化劇場

① としま区民センター

ア 施設の利用に関する業務

- ・施設利用者登録・施設利用申請に関すること
- ・利用の承認・不承認及び利用の取消、制限、停止に関すること
- ・利用料金の収納、減免処理及び還付に関すること
- ・施設の案内及び広報
- ・緊急時対応等
- イ 施設の維持管理に関する業務
 - ・日常の維持管理業務、法令等で定められた保守点検及び定期検査等
- ウ 1階テナント部分（カフェ）に関する業務
- エ その他、区との協議で定められた業務

②芸術文化劇場

- ア 舞台芸術の公演に関する業務
 - ・舞台芸術の公演の招致及び実施
 - ・舞台芸術に関する情報発信、支援交流の企画及び実施
 - ・その他、区民が文化芸術に親しみ、理解を深めるための事業の企画及び実施
- イ 劇場の利用に関する業務
 - ・劇場の利用申込みの受付等に関すること
 - ・利用料金の収納、減免処理及び還付に関すること
 - ・施設を利用する者に対する助言、指導及び相談に関すること
 - ・施設の案内及び情報提供
 - ・緊急時対応等
- ウ 劇場の維持管理に関する業務
 - ・日常の維持管理業務、法令等で定められた保守点検及び定期検査等
- エ その他、区との協議で定められた業務

(2) 舞台芸術交流センター（あうるすぽっと）

- ①舞台芸術の創造、発信及び担い手の育成に関する業務
 - ・舞台芸術鑑賞事業の企画及び実施
 - ・舞台芸術に関する講座、ワークショップ等の企画及び実施
 - ・舞台芸術の創造・発信による公益及び実施
 - ・その他、区民が文化芸術に親しみ、理解を深めるための事業の企画及び実施
- ②センターの利用に関する業務
 - ・利用の承認・不承認及び利用の取消、制限、停止に関すること
 - ・利用料金の収納、減免処理及び還付に関すること
 - ・施設を利用する者に対する助言、指導及び相談に関すること
- ③施設等の維持管理等に関する業務
- ④その他、区との協議で定められた業務

(3) 地域文化創造館

①運営に関する業務

ア 施設の利用に関すること

- ・施設利用者登録・施設利用申請に関すること
- ・利用の承認・利用の不承認及び利用の取消に関すること
- ・利用料金の収納、減免、還付に関すること
- ・施設を利用する者に対する助言、指導及び相談に関すること

イ 生涯学習事業に関すること

- ・区民の生涯学習・文化芸術活動・地域コミュニティ形成への支援に関すること
- ・講座の開催並びに文化祭の開催に関すること
- ・その他の事業の実施に関すること

②施設の維持管理に関する業務

③緊急時対応に関する業務

第5 収支決算の状況

1. 全施設合計

収入		支出	
科目	金額 (円)	科目	金額 (円)
指定管理料	600,806,000	人件費	237,953,154
指定管理料 (特別協定)	29,892,825	施設運営費	802,765,689
施設利用料 (設備使用料含む)	576,023,187	事業費	59,307,023
入場料	589,200	その他	26,559,393
受講料	2,877,600		
受取負担金	16,118,332		
受取手数料	10,947,080		
受取協賛金	0		
受取区補助金	6,165,978		
助成金等	531,000		
その他	486,054		
収入合計	1,244,437,256	支出合計	1,126,585,259
		収支差額	117,851,997

2. としま区民センター・芸術文化劇場

収入		支出	
科目	金額 (円)	科目	金額 (円)
指定管理料	350,557,000	人件費	71,148,105
指定管理料 (特別協定)	25,168,700	施設運営費	665,738,639
施設利用料 (設備使用料含む)	464,428,952	事業費	29,430,668

入場料	0	その他	9,534,006
受取負担金	2,819,879		
受取手数料	10,331,270		
受取区補助金	2,032,869		
助成金等	0		
その他	388,544		
収入合計	855,727,214	支出合計	775,851,418
		収支差額	79,875,796

3. 舞台芸術交流センター（あうるすぽっと）

収入		支出	
科目	金額（円）	科目	金額（円）
指定管理料	59,569,000	人件費	34,461,196
指定管理料（特別協定）	0	施設運営費	50,466,184
施設利用料（設備使用料含む）	48,926,600	事業費	20,259,449
受講料	56,000	その他	3,982,805
受取負担金	11,610,214		
受取手数料	607,120		
受取区補助金	912,434		
助成金等	531,000		
その他	80,010		
収入合計	122,292,378	支出合計	109,169,634
		収支差額	13,122,744

4. 地域文化創造館（6施設合計）

収入		支出	
科目	金額（円）	科目	金額（円）
指定管理料	190,680,000	人件費	132,343,853
指定管理料（特別協定）	4,724,125	施設運営費	86,560,866
施設利用料（設備使用料含む）	62,667,635	事業費	9,616,906
入場料	589,200	その他	13,042,582
受講料	2,821,600		
受取負担金	1,688,239		
受取手数料	8,690		
受取協賛金	0		
受取区補助金	3,220,675		
その他	17,500		
収入合計	266,417,664	支出合計	241,564,207
		収支差額	24,853,457

(1) 駒込地域文化創造館

収入		支出	
科目	金額 (円)	科目	金額 (円)
指定管理料	34,170,000	人件費	23,965,119
指定管理料 (特別協定)	2,486,000	施設運営費	10,236,725
施設利用料 (設備使用料含む)	5,887,960	事業費	2,163,909
入場料	0	その他	2,321,422
受講料	990,600		
受取負担金	191,949		
受取手数料	0		
受取協賛金	0		
受取区補助金	360,715		
その他	0		
収入合計	44,087,224	支出合計	38,687,175
		収支差額	5,400,049

(2) 巣鴨地域文化創造館

収入		支出	
科目	金額 (円)	科目	金額 (円)
指定管理料	40,060,000	人件費	22,791,504
指定管理料 (特別協定)	0	施設運営費	12,775,690
施設利用料 (設備使用料含む)	3,305,770	事業費	863,372
入場料	0	その他	2,226,670
受講料	274,500		
受取負担金	196,500		
受取手数料	0		
受取協賛金	0		
受取区補助金	362,136		
その他	0		
収入合計	44,198,906	支出合計	38,657,236
		収支差額	5,541,670

(3) 南大塚地域文化創造館 (5館共催事業含む)

収入		支出	
科目	金額 (円)	科目	金額 (円)
指定管理料	56,343,000	人件費	37,283,220
指定管理料 (特別協定)	106,765	施設運営費	14,987,371
施設利用料 (設備使用料含む)	9,166,130	事業費	1,143,676
入場料	0	その他	3,586,429
受講料	273,000		

受取負担金	168,600		
受取手数料	0		
受取協賛金	0		
受取区補助金	1,787,345		
その他	0		
収入合計	67,844,840	支出合計	57,000,696
		収支差額	10,844,144

(4) 南大塚地域文化創造館（南大塚ホール）

収入		支出	
科目	金額（円）	科目	金額（円）
指定管理料	778,000	人件費	0
指定管理料（特別協定）	0	施設運営費	23,155,633
施設利用料（設備使用料含む）	20,300,505	事業費	969,338
入場料	589,200	その他	23,693
受講料	0		
受取負担金	6,300		
受取手数料	8,690		
受取協賛金	0		
受取区補助金	0		
その他	0		
収入合計	21,682,695	支出合計	24,148,664
		収支差額	△2,465,969

(5) 雑司が谷文化創造館（パソコンルーム含む）

収入		支出	
科目	金額（円）	科目	金額（円）
指定管理料	16,309,000	人件費	26,058,606
指定管理料（特別協定）	2,131,360	施設運営費	8,830,891
施設利用料（設備使用料含む）	18,377,076	事業費	3,191,109
入場料	0	その他	2,594,917
受講料	988,000		
受取負担金	564,790		
受取手数料	0		
受取協賛金	0		
受取区補助金	358,936		
その他	17,500		
収入合計	38,746,662	支出合計	40,675,523
		収支差額	△1,928,861

(6) 千早地域文化創造館

収入		支出	
科目	金額 (円)	科目	金額 (円)
指定管理料	43,020,000	人件費	22,245,404
指定管理料 (特別協定)	0	施設運営費	16,574,556
施設利用料 (設備使用料含む)	5,630,194	事業費	1,285,502
入場料	0	その他	2,289,451
受講料	295,500		
受取負担金	560,100		
受取手数料	0		
受取協賛金	0		
受取区補助金	351,543		
その他	0		
収入合計	49,857,337	支出合計	42,394,913
		収支差額	7,462,424

第6 事業の実績

1. 文化施設管理運営実績

(1) 指定管理事業

施設名	利用件数	利用率
としま区民センター	14,236 件	72.9%
芸術文化劇場	330 件	91.9%
舞台芸術交流センター (あうるすぽっと)	2,383	60.5%
劇場	894 件	92.0%
会議室 A	457 件	46.2%
会議室 B1	516 件	52.1%
会議室 B2	516 件	52.1%
駒込地域文化創造館	3,524 件	49.7%
巣鴨地域文化創造館	1,644 件	40.6%
南大塚地域文化創造館 (南大塚ホール含む)	5,561 件	56.6%
雑司が谷地域文化創造館	5,946 件	43.5%
千早地域文化創造館	3,834 件	41.3%

(2) 受託事業

施設名	利用件数	利用者数
池袋西口公園野外劇場	140 件	59,799 人
トキワ荘マンガミュージアム	284 日	43,586 人
トキワ荘マンガステーション	303 日	8,959 人
トキワ荘通りお休み処	303 日	12,645 人
昭和歴史文化記念館（トキワ荘通り昭和レトロ館）	—	18,611 人
雑司が谷情報ステーション	312 日	15,596 人

※昭和歴史文化記念館は令和4年11月3日開館

2. 主な事業の実績

(1) 文化芸術の伸展に関する事業

①補助金事業

- ・庁舎・Hareza 池袋ランチタイムコンサート（6回、延800人）
- ・としま能の会 観世流「道成寺」ほか（844人）

②指定管理事業

- ・南大塚ホール落語会（3回、延295人）
- ・宝塚歌劇団宙組公演 区立中学生鑑賞教室（1回、1,098人）
- ・区制施行90周年記念事業 中村獅童トークショー&超歌舞伎（905人）

③受託事業

- ・第16回豊島区障害者美術展「ときめき想造展」（279人）
- ・トキワ荘マンガミュージアム特別企画展（284日間、延43,586人）

④自主事業

- ・LIVE MUSIC in HAREZA（2回、414人）
- ・あうるすぽっと開館15周年記念事業としまキャラクターフェスティバル2022（3回、延1,958人）

(2) 文化劇術の啓発、体験、支援等の教育普及活動

①補助金事業

- ・次世代育成事業「こども日本舞踊教室」（12回、156名）

②指定管理事業

- ・「舞台人育成講座」（2回、50名）
- ・文化カレッジ（56講座、延2,975名）

(3) 区民の文化活動の促進に関する事業

①補助金事業

- ・豊島区吹奏楽団・管弦楽団ニューイヤーコンサート（各1回、延1,654人）

②指定管理事業

- ・地域文化創造館文化祭等（7回、延2,412人）

(4) 地域の活性化とまちづくり活動支援事業

①補助金事業

- ・エチカ池袋ギャラリー（7回）

- ・雑司が谷未来遺産推進事業（5回、フォトコンテスト作品展 24日 345人）
- ・民俗芸能 in としま 2022（1,130人）
- ②指定管理事業
 - ・としまガイドボランティア情報交換会（6回、延 59人）
 - ・ぷらりとしまU-30会議（8回、延 72人）
 - ・地域学習講座（17講座、延 403人）
 - ・地域演劇交流イベント 演劇的な一日 in 大塚 2023（1回、492人）
- ③受託事業
 - ・区制施行 90周年記念式典（1,275人）

V 株式会社 図書館流通センター

第1 団体の概要

1. 名称、所在地及び代表者

名 称：株式会社図書館流通センター

所 在 地：文京区大塚三丁目1番1号

代 表 者：代表取締役 細川 博史（～令和4年4月26日）

代表取締役 谷一 文子（令和4年4月27日～）

資 本 金 2億6,605万円

2. 監査対象区分

指定管理者

第2 指定管理の概要

1. 監査対象施設

名称	所在地
駒込図書館	豊島区駒込二丁目2番2号
上池袋図書館	豊島区上池袋二丁目45番15号
池袋図書館・池袋第三区民集会室	豊島区池袋三丁目29番10号
目白図書館・目白第一区民集会室	豊島区目白四丁目31番8号

2. 指定期間

令和3年4月1日～令和7年3月31日（上池袋図書館）

令和3年4月1日～令和8年3月31日（上池袋図書館を除く施設）

3. 指定管理料

指定管理料（月払い）	執行額（円）
駒込図書館	57,121,148
上池袋図書館	65,090,758
池袋図書館・池袋第三区民集会室	64,016,302
目白図書館・目白第一区民集会室	64,947,705
合計	251,175,913

4. 管理業務の範囲

- (1) 図書館資料の収集、保存、貸出、読書会等の開催、視覚障害者支援
- (2) 図書館の管理・運営に関する業務
- (3) 図書館の施設・設備の維持管理に関する業務

(4) 図書館に併設する区民集会室の管理・運営に関する業務

第3 収支決算の状況

1. 指定管理4館の合計

収入		支出	
科目	金額 (円)	科目	金額 (円)
指定管理料	251,175,913	人件費	167,294,071
集会室利用料金	303,300	施設運営費	33,932,971
その他(雑収益)	346,898	事業費	3,038,622
		その他	18,808,973
		一般管理費	39,536,699
収入合計	251,826,111	支出合計	262,611,336
		収支差額	△10,785,225

(1) 駒込図書館

収入		支出	
科目	金額 (円)	科目	金額 (円)
指定管理料	57,121,148	人件費	40,843,395
集会室利用料金	0	施設運営費	2,455,865
その他(雑収益)	129,064	事業費	971,323
		その他	4,801,732
		一般管理費	8,988,283
収入合計	57,250,212	支出合計	58,060,598
		収支差額	△810,386

(2) 上池袋図書館

収入		支出	
科目	金額 (円)	科目	金額 (円)
指定管理料	65,090,758	人件費	42,503,448
集会室利用料金	0	施設運営費	11,609,616
その他(雑収益)	47,881	事業費	736,305
		その他	4,622,171
		一般管理費	10,226,766
収入合計	65,138,639	支出合計	69,698,306
		収支差額	△4,559,667

(3) 池袋図書館

収入		支出	
科目	金額 (円)	科目	金額 (円)
指定管理料	64,016,302	人件費	41,918,784
集会室利用料金	209,400	施設運営費	10,484,192
その他 (雑収益)	39,041	事業費	647,278
		その他	4,541,969
		一般管理費	10,089,565
収入合計	64,264,743	支出合計	67,681,788
		収支差額	△3,417,045

(4) 目白図書館

収入		支出	
科目	金額 (円)	科目	金額 (円)
指定管理料	64,947,705	人件費	42,028,444
集会室利用料金	93,900	施設運営費	9,383,298
その他 (雑収益)	130,912	事業費	683,716
		その他	4,843,101
		一般管理費	10,232,085
収入合計	65,172,517	支出合計	67,170,644
		収支差額	△1,998,127

第4 事業の実績

1. 図書館利用状況

施設名	開館日数	来館者数	登録者数 (個人)	貸出冊数 (個人)
駒込図書館	333 日	163,655 人	10,009 人	257,745 冊
上池袋図書館	333 日	128,669 人	7,019 人	205,654 冊
池袋図書館	333 日	111,649 人	6,544 人	174,155 冊
目白図書館	333 日	160,451 人	8,424 人	299,562 冊

2. 区民集会室利用状況

施設名	利用人数	利用 コマ数①	利用可能 コマ数②	利用率 (①/②)
池袋第三区民集会室	1,093 人	303	948	32.0%
目白第一区民集会室	1,466 人	245	948	25.8%

※利用率は小数点第2位以下を四捨五入

VI 東京ドームグループ

第1 団体の概要

1. 名称、所在地及び代表者

指定管理者の名称：東京ドームグループ

- (1) 代表団体：株式会社東京ドーム
所在地：文京区後楽一丁目3番61号
代表者：代表取締役 長岡 勤
資本金：20億3,845万1,007円
- (2) 構成団体：株式会社東京ドームスポーツ
所在地：文京区後楽一丁目3番61号
代表者：代表取締役 柴田 馨
資本金：3,000万円
- (3) 構成団体：株式会社東京ドームファシリティーズ
所在地：文京区後楽一丁目3番61号
代表者：代表取締役 手島 康彦
資本金：2,500万円

2. 監査対象区分

指定管理者

第2 指定管理の概要

1. 監査対象施設

名称：巣鴨体育館

所在地：豊島区巣鴨三丁目8番7号

2. 指定期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日

3. 指定管理料等

指定管理料	執行額（円）
第1四半期	6,994,850
第2四半期	6,994,000
第3四半期	6,994,000
第4四半期	6,994,000
合計	27,976,850

特別協定による締結	執行額 (円)
巢鴨体育館追加修繕費	1,993,000
巢鴨図書館電気料及び電気工作物保守点検委託料追加費用	537,819

スポーツ振興施策推進事業経費	予算額 (円)	執行額 (円)
スポーツ振興施策推進事業経費	750,000	682,322

4. 指定管理業務の範囲

(1) 施設の利用に関する業務

- ①利用申請の受付、承認、不承認及び利用の取消しに関する業務
- ②体育施設条例に定める施設、設備及び備品の利用料金の収納、減免、還付に関する業務

(2) 事業に関する業務

(3) 施設（敷地内のすべて）の維持管理に関する業務

(4) 太陽光発電設備維持管理業務

前各号に掲げるもののほか、区が必要と認める業務

第3 収支決算の状況

1. 収支状況（全体）

収入		支出	
科目	金額 (円)	科目	金額 (円)
指定管理料	27,976,850	人件費	38,979,065
利用料金（設備使用料含む）	48,115,195	施設運営費	39,050,512
スポーツ振興施策推進事業	682,322	事業費	58,012,405
自主事業（教室等）	60,369,365	その他	8,217,402
自主事業（物販）	727,110	一般管理費	4,297,000
自主事業（その他）	837,415		
収入合計	138,708,257	支出合計	148,556,384
		収支差額	△9,848,127

2. スポーツ振興施策推進事業

収入		支出	
科目	金額 (円)	科目	金額 (円)
区負担事業費	682,322	諸謝金	578,543
参加費	0	消耗品費	67,325
その他	0	公租公課	36,454
収入合計	682,322	支出合計	682,322
		収支差額	0

第4 事業の実績

1. 開館状況

施設	開館日数	休館日数	開館時間
巣鴨体育館	359 日	6 日	午前 9 時 00 分～午後 9 時 30 分

2. 施設の利用状況

区分		利用件数 (件)	利用人数 (人)
競技場	団体利用	366	7,228
	個人利用	-	11,628
	自主事業	635	8,643
	計	1,001	27,499
トレーニングルーム	団体利用	-	-
	個人利用	-	28,704
	自主事業	-	-
	計	-	28,704
体育室	団体利用	-	-
	個人利用	-	-
	自主事業	1,157	13,662
	計	1,157	13,662
プール	団体利用	231	3,153
	個人利用	-	32,135
	自主事業	2,011	42,635
	計	2,242	77,923
合計	団体利用	597	10,381
	個人利用	-	72,467
	自主事業	3,803	64,940
	合計	4,400	147,788

